

e シールに係る認定制度の関係規程策定のための有識者会議（第2回）議事要旨

1. 日時

令和6年6月27日（木） 10:00～12:00

2. 場所

オンライン開催

3. 出席者

（構成員）

伊地知構成員、漆畠構成員、岡本構成員、小田嶋構成員、柿崎構成員、宿谷構成員、中村構成員、濱口構成員、米谷構成員

（オブザーバー）

デジタル庁

（事務局）

総務省、株式会社野村総合研究所

4. 配布資料

資料2-1 事務局説明資料

5. 議事要旨

- ◆議題（1）「事務局説明」について、事務局より資料2-1に基づき説明が行われた。
- ◆議題（2）意見交換、各構成員からのコメント。主な意見の概要は以下のとおり。

○認定制度の創設にあたっての前提について（資料2-1）について

（適合性評価の効率化の観点）

- 認定認証又はAATL(Adobe Approved Trust List)の認証局が、総務大臣の認定eシール用認証業務を併用できるかという観点について対応方針を再検討いただきたい。この方針に関する結論が出ない限り、実施要項は確定できないと考えている。
- 既存の環境をうまく利活用できることが重要と考えている。検討のためには審査内容の比較表のようなものを活用しながら制度設計すべきである。
- 既に認定認証又はAATL認定等を取得しているCAへの認定調査の効率化については、総務省告示案第3条第3項の部分を議論するという認識でよいか明確にすべきである。
- 認定認証又はAATL等の審査結果を受け入れるかについて、どのような条件であれば受け入れが可能かを事業者及び調査機関候補組織の意見も伺いつつ、議論すべき。

- 認定認証及び AATL と比較する際は、技術基準の比較だけでなく、制度の監査、監督のフレームワーク（調査機関の要件、認定制度）等を含めて比較すべき。

（電子申請への対応）

- e シール用の証明書は法人番号がベースとなり、法人番号のデータベースはレジストリで管理されていることから、可能な範囲で電子の利用申請にも対応すべきと考える。

（1つの認証局から複数の電子証明書の発行）

- 事業者の立場からすれば、認定特定認証業務による電子署名用電子証明書と認定 e シール用認証業務による e シール用電子証明書を1つの CA(1つの秘密鍵)から発行することが可能になることはありがたい。その際、保証レベル及びポリシーに差が生じることがあるため、そのあり方について検討すべき。

○規程案に対する構成員の主な意見と対応方針（資料2-1）について

（第2条 定義）

- 「e シール」の定義について、現行案でよいか確認したい。

（第3条 認定）

- e シールは総務省告示制度であり、強制力のある罰則等を設けられないのであれば、疑わしい認証局が紛れ込まないために、GPKI と相互認証をしている認定認証業務以上に配慮すべき。総務省のウェブサイト等で注意喚起をすることも考えられる。
- 認定業務であることの表示又は認定業務であると誤解を招くおそれのある紛らわしい表示を行ってはならないという点について、e シール用認証業務に限らず、電子署名用認証業務を提供している場合でも同様のことが言えると考え。

（第5条 変更の認定等）

- 認定事業者が認定業務を廃止した後の対応について、業務を廃止するまでに証明書は失効するが、CRL についてはすべての証明書の有効期限が満了するまで対応をしている事例もあるため、実態を踏まえて検討すべきと考える。
- 認定事業者が認定業務を廃止した、又は認定を取り消された際、過去に付与された e シールがタイムスタンプ等でその効力等が証明されていない場合の保証レベルが維持されるのかについて検討すべき。
- 認定業務は証明書の発行、失効申請受付、検証情報の提供等、多岐にわたるため、休止及び廃止に当てはまる業務範囲や期間を検討すべき。その際、認定業務の範囲を明確にし、休止及び廃止後の対応をユーザ保護の取り組みとして外出しすることも考えられる。
- e シール用電子証明書の有効性の検証は、e シール用電子証明書の改ざんに関する検証だけでなく、署名の有効期間及び失効情報等も検証することに注意が必要。

○実施要項案の各論点に対する構成員の主な意見と対応方針（資料2-1）について

- 適合性評価の効率化の観点を踏まえつつ、認定 e シールを Adobe 製品で検証するためには AATL の要件には影響されないと考える。既に認定認証又は AATL 認定等を取得している CA への認定調査の効率化からの比較は必要であり、必要以上に厳しい要件を設けて e シールに係る総務大臣認定を取得する妨げとなることは避けてほしい。
- e シールに関わる技術・設備基準において、オンプレに限らずクラウド利用も認められるように検討していただきたい。
- 実施要項で定義付けるべき用語について、電子署名法と共通できる用語であれば共通にし、区別すべき用語は明確に区別すべき。
- 署名について、リモート及びローカルの双方を受け入れる制度設計が必要だと考える。鍵管理の要件を詳細化するのであれば、改めてリモート署名と記載する必要はないと考える。

○その他意見交換

- 検討すべき内容が多いため、なるべく早い段階で資料案を共有する等、構成員が十分議論できるように工夫いただきたい。

以上